

御船町成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和4年5月20日

告示第129号

御船町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成20年訓令第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき町長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）その他の支援について必要な事項を定めるものとする。

（支援事業の内容）

第2条 この要綱に基づく支援事業の内容は、次のとおりとする。

- （1） 審判請求
- （2） 審判請求に要する費用の負担
- （3） 成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督特別代理人又は任意後見監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を支払うことが困難である者に対する報酬の助成（以下「報酬の助成」という。）

（審判請求の種類）

第3条 審判請求の種類は、次のとおりとする。

- （1） 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判
- （2） 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- （3） 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判
- （4） 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判
- （5） 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

(6) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の
審判

(7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審
判

(審判請求の判定)

第4条 町長は、次に掲げる事項を総合的に勘案して審判請求を行うものとする。

(1) 審判請求の要否を検討する対象者（以下「対象者」という。）の事理
を弁識する能力の程度

(2) 対象者の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存
否並びに親族等による対象者保護の可能性

(3) 対象者又は親族等が審判請求をする見込み

(4) 審判請求が対象者の福祉の向上につながる可能性

(申立費用の負担)

第5条 町長は、前条の規定により行った審判請求について、家事事件手続法（平
成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、申立手数料、登記手数料、郵
送料、診断書作成料、鑑定料その他審判請求に要する費用（以下「申立費用」
という。）を負担する。

(費用負担の申立)

第6条 町長は、第4条で審判請求を決定した対象者（以下「審判請求対象者」
という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、家事事件手続法第28
条第2項の規定による裁判所の命令を求める申立てを家庭裁判所に対し行うも
のとする。

(1) 審判請求時において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1
項に定める被保護者である者

(2) 申立費用を町長が負担しなければ、生活保護法第6条第2項に定める
要保護者となる者

(3) 前2号に定めるもののほか、申立費用を町長が負担することが適当と
認められる者

(審判前の保全処分)

第7条 町長は、審判請求対象者の状況を考慮し、緊急を要すると認めるときは、家事事件手続法第126条第1項、第134条第1項及び第143条第1項の規定に基づき審判前の保全の申立を行う。

(成年後見人等に対する報酬の助成)

第8条 町長は、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難である者に対し、報酬の全部又は一部を助成することができる。

(報酬の助成の対象者)

第9条 前条に規定する報酬の助成対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族を除く者が成年後見人等に選任されている成年被後見人、被保佐人又は被補助人である者

(2) 御船町の住民基本台帳に登録されている者、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項及び第2項に基づき御船町が介護保険の保険者となっている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に基づき御船町が支給決定を行うこととされている者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 報酬の助成の申請時において生活保護法第6条第1項に定める被保護者である者

イ 報酬を町長が助成しなければ、生活保護法第6条第2項に定める要保護者となる者

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者

エ 前2号に定めるもののほか、報酬を町長が助成することが適当と認められる者

(報酬の助成の申請)

第10条 助成対象者又は成年後見人等は、報酬の助成を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して、御船町成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

- (1) 成年後見等に係る登記事項証明書
- (2) 財産目録その他助成対象者の財産状況がわかる書類
- (3) 収支表その他助成対象者の収入と支出がわかる書類
- (4) 助成対象期間における後見人等の活動の記録
- (5) 報酬付与の審判決定書の写し

(報酬助成の決定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、関係書類を審査し、御船町成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）通知書（様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

2 報酬の助成額は、生活の場が施設である者については月額18,000円を、生活の場が在宅である者については月額28,000円を上限とする。

(助成金の請求)

第12条 報酬の助成の支給の決定を受けた者は、御船町成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第3号）により、町長に対して請求するものとする。

(助成金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による報酬の助成の請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第14条 町長は、偽りその他不正の手段により前条の助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対して前条の助成金の全部又は一部の返還を町長が命じることができる。

(助成対象者が死亡した場合の特例)

第15条 第10条の規定による申請を行う前に助成対象者が死亡した場合又は報酬付与審判が助成対象者の死亡後に行われた場合には、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。

2 前項の規定により助成対象者となった成年後見人等に対して助成を行う場合は、死亡した者がその死亡時において第9条の規定を満たしていなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

御船町長 様

申請者 住所（所在）

氏名又は名称

（署名または記名押印）

対象者との関係

御船町成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

御船町成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象者	住 所			
	氏 名		性 別	男・女
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
	電話番号			
申請の内容	助成申請額	円		
	助成対象期間	年 月 日 から	年 月 日	

備 考

添付書類

- （1） 成年後見人制度に係る登記事項証明書
- （2） 財産目録、その他助成対象者の財産状況がわかる書類
- （3） 収支表、その他助成対象者の収入と支出がわかる書類
- （4） 助成対象期間における後見人等の活動の記録
- （5） 報酬付与の審判決定書の写し

※ 後見人等が民法第725条に規定する親族にあたる場合はこの助成の対象にはなりません。

※ 後見人等が法人の場合、代表者の氏名も併せて記入してください。

様式第2号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長 印

御船町成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）通知書

年 月 日付けで申請のあった御船町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づく成年後見人等の報酬助成の申請については、次のとおり決定しましたので、同要綱第11条の規定により通知します。

対象者氏名	
成年後見人等氏名	
決定の内容	支 給 ・ 不 支 給
助成金額	円
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
不支給の理由	

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

御船町長 様

請求者 住所（所在）

氏名

御船町成年後見制度利用支援事業助成金請求書

御船町成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり
請求します。

記

対象者氏名							
対象者住所							
成年後見人等氏名							
請求金額							円
振込先金融機関（※）	銀行・信組・農協					本店・支店	
	信連・信用金庫					出張所	
種 目	普通 ・ 当座						
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

※助成金の振込先は、原則、対象者名義の口座とします。

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

※押印省略の場合には、必ず記載してください。

様式第 1 号 (第10条関係)

様式第 2 号 (第11条関係)

様式第 3 号 (第12条関係)